附属書Ⅱ　将来における措置に関する留保

（この附属書中英国の表は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

日本国の表

頭注

1　この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第八・十二条、第八・十八条及び第八・二十四条の規定に従って記載するものである。(注)

注　透明性の観点から、この表の留保には、第一・五条及び第八・三条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

(a)　第八・七条又は第八・十五条

(b)　第八・八条又は第八・十六条

(c)　第八・九条又は第八・十七条

(d)　第八・十条

(e)　第八・十一条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、適当な場合には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスに関し、

(a)　日本国は、第八・六十五条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様のことを理由として、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく英国の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・二条(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　海上運送サービスに関し、海上運送サービスのうち内航海運に係るものに影響を及ぼす措置は、第八・六条2(a)の規定により第八章第Ｂ節の規定の適用範囲から及び第八・十四条2(a)の規定により同章第Ｃ節の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第八・七条及び第八・十五条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのＷＴＯ文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）の別添六を考慮して、この日本国の表には含まれない。

7　この附属書の日本国の表の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条） 内国民待遇（第八・八条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 投資の自由化
概要	1　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　英国の企業家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。

五十四	
分野	
小分野	
産業分類（注）	
	航空宇宙産業
	航空機製造修理業
JSIC 一六＊	化学工業
JSIC 一八＊	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
JSIC 一九＊	ゴム製品製造業
JSIC 二一＊	窯業・土石製品製造業
JSIC 二三＊	非鉄金属製造業
JSIC 二四＊	金属製品製造業
JSIC 二五＊	はん用機械器具製造業
JSIC 二七＊	業務用機械器具製造業
JSIC 二八＊	電子部品・デバイス・電子回路製造業
JSIC 二九＊	電気機械器具製造業
JSIC 三〇＊	情報通信機械器具製造業
JSIC 三一＊	輸送用機械器具製造業
JSIC 三九＊	情報サービス業
JSIC 九〇＊	機械等修理業（別掲を除く。）
注　JSICの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が航空宇宙産業に関連するものに限られることを示す。	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条（注）
	注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」及び「特定取得」の定義は、この留保の解釈について適用する。
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで
	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
	3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
	4　居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。
	5　審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
	6　居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。
	7　この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
	8　航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。